

道路運送法第79条の3に規定する市町村運営有償運送

(豊能町在宅高齢者等外出支援事業)の登録更新について

1 事業の目的・概要

本町では、自力で外出することが困難な高齢者や身体障害者、いわゆる「移動制約者」の医療機関・公共施設・買い物等での外出の際の移動手段について、町内のタクシー、バス等の公共交通機関のみでは十分な輸送環境にないため、町が主体となった輸送サービスを提供する必要があります。

そのため平成15年度から外出が困難な高齢者及び身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくりを推進する観点から外出支援を行ない、生活圏の拡大を図ることを目的に、会員制で実施し、住民相互扶助の観点から、平成24年5月まで「特定非営利活動法人ワークインとよの」、平成24年6月より「NPO法人のせ田里伊能」に運營業務の委託を行い、運行協力員として登録した送迎ボランティアによって、送迎を希望する会員の外出を支援しています。

また、事業をより効果的に行うために、送迎ボランティアによる送迎のほか、町の委託を受けたタクシー会社を利用することも可能としています。

2 利用対象者

町内に住所を有し、かつ現に在宅で居住している者で次の各号のいずれかに該当する一般の交通機関や自家用自動車での外出が困難な者。

- (1) 介護保険法に規定する要支援または要介護の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳を有する重度の視覚障害者、脳性まひ者等全身性障害者、療育手帳を有する重度の知的障害者または精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者(児)

3 運行車両(町所有車両)

	車両種別	福祉装備	損害賠償措置(自動車保険)	
			対人	対物
1	軽自動車 2台 (車種:ダイハツ・アトレー)	リアシートリフト式	無制限	無制限

4 運行内容

- (1) 事業内容…医療機関、公共施設、その他場所への送迎。
- (2) 運行範囲…概ね片道30分以内の町内および池田市・箕面市・川西市の各市立病院。
- (3) 運行日…月曜～土曜日(日・祝日、12月31日～1月4日までを除く)
- (4) 運行時間…午前8時～午後6時
- (5) 利用回数…1ヶ月あたり4枚を限度に利用券を発行
- (6) 利用方法…会員登録制

- (7) 利用者負担額…年会費(登録料) 1,000円
利用者負担金 200円/回

5 運行実績(過去3年間)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	備 考
登録人数		311 人	289 人	311 人	
運行回数(a)		2,771 回	2,618 回	2,299 回	
利用者負担金(b) (歳入)		865,200 円	807,600 円	770,800 円	年会費・利用者負担 金含む
事業費 (歳出)	業務委託料	3,956,500 円	4,935,000 円	4,774,300 円	受付事務、燃料費 運行協力費等
	その他	386,741 円	15,000 円	28,000 円	修繕費等
	合計(c)	4,343,241 円	4,950,000 円	4,802,300 円	
(c) - (b) = (d)		3,478,041 円	4,142,400 円	4,031,500 円	
1回あたりの事業費 (d)/(a)		1,255 円	1,582 円	1,754 円	※利用者負担金 200 円/回

※ 資料3(タクシー運賃の「2分の1」早見表)参照

※ 資料4(府内タクシー運賃の概要)参照

6 現運行許可(自家用有償旅客運送登録)

道路運送法第79条の3による登録

(平成26年10月1日から平成29年9月30日)

7 自家用有償旅客運送登録の更新予定

(1) 更新予定日 平成29年10月1日(更新申請:平成29年9月)

(2) 事業内容 現行どおり

1 豊能町における移動制約者の現状

資料 2

平成29年3月31日現在

項 目		実績	備考
1. 豊能町の状況		町全体人口	20,325
		高齢者人口	8,335
		高齢化率(%)	41.0
2. 移動制約者 (合計:2,302名) 介護(計) 1,308 障害(計) 994	介護保険認定者	介護1	217
		介護2	192
		介護3	134
		介護4	124
		介護5	136
		支援1	322
		支援2	183
	身体障害	肢体不自由	411
		視覚障害	42
		聴覚・平衡機能障害	69
		内部障害	230
	知的障害	重度	42
		中度	16
		軽度	43
	精神障害	1級	15
2級		98	
3級		28	
3. 外出支援利用者 (合計:309名) 介護(計) 305 障害(計) 4	介 護	介護1	46
		介護2	43
		介護3	11
		介護4	5
		介護5	5
		要支援1	111
		要支援2	84
		登録者率(%)	23.3
		「おでかけくん」利用回数	2,299
		タクシー利用回数	3,089
	総利用回数	5,388	
	「おでかけくん」利用率(%)	42.7	
	身体障害	肢体不自由	4
		視覚障害	0
		聴覚・平衡機能障害	0
		内部障害	0
	知的障害	重度	0
中度		0	
軽度		0	
精神障害	1級	0	
	2級	0	
	3級	0	
	登録者率(%)	0.4	
	「おでかけくん」利用回数	8	
	タクシー利用回数	28	
	総利用回数	36	
	「おでかけくん」利用率(%)	22.2	

2 「おでかけくん」稼働実績(平成28年度)

	利用可能日数	実稼働日数	稼働率(%)	利用回数	回数/日
平成28年度	293	292	99.7	2,299	7.87

3 「おでかけくん」利用地域状況内訳(平成28年度)

	町内	町外	合計
平成28年度	1,204(52.4%)	1,095(47.6%)	2,299

4 タクシー別利用状況(平成28年度)

平成28年度	合計
京都タクシー	1,326(42.9%)
阪急タクシー	75(2.4%)
日の丸ハイヤー	151(4.9%)
ときわ介護タクシー	154(5.0%)
(合)つばめ興産	56(1.8%)
ゆーとタクシー	197(6.4%)
ニコニコ太陽介護タクシー	972(31.5%)
ももちゃん介護タクシー	0(0%)
ヤマフジケア	158(5.1%)
合計	3,089

5 豊能町における公共交通機関の概要(平成29年8月現在)

種別	事業者名	軌道・路線・車両数等	
一般事業者	鉄道	能勢電鉄(株)	1軌道
	路線バス	阪急バス(株)	4路線(ノンステップバス有)
	タクシー	京都タクシー	5台(一般セダン型)
		(合)つばめ興産	3台(福祉大型)、1台(福祉中型) 介助資格者1名
		ゆーとくろす合同会社	1台(福祉軽)介助資格者2名
		ときわ介護タクシー	1台(福祉軽)介助資格者1名
		ニコニコ太陽介護タクシー	1台(福祉セダン型)、1台(福祉ワンボックス)介助資格者1名
		ももちゃん介護タクシー	1台(福祉軽)介助資格者1名
		ヤマフジケア	1台(福祉軽)介助資格者1名
豊能町	デマンドタクシー	京都タクシー	1路線(東地区)
	リレー便	阪急バス(株)	1路線

タクシー運賃の「2分の1」早見表

資料 3

【距離制運賃】

小型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	660	330
2.296	740	370
2.592	820	410
2.888	900	450
3.184	980	490
3.48	1,060	530
3.776	1,140	570
4.072	1,220	610
4.368	1,300	650
4.664	1,380	690
4.96	1,460	730
5.256	1,540	770
5.552	1,620	810
5.848	1,700	850
6.144	1,780	890
6.44	1,860	930
6.736	1,940	970
7.032	2,020	1,010
7.328	2,100	1,050
7.624	2,180	1,090
7.92	2,260	1,130
8.216	2,340	1,170

中型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	680	340
2.266	760	380
2.532	840	420
2.798	920	460
3.064	1,000	500
3.33	1,080	540
3.596	1,160	580
3.862	1,240	620
4.128	1,320	660
4.394	1,400	700
4.66	1,480	740
4.926	1,560	780
5.192	1,640	820
5.458	1,720	860
5.724	1,800	900
5.99	1,880	940
6.256	1,960	980
6.522	2,040	1,020
6.788	2,120	1,060
7.054	2,200	1,100
7.32	2,280	1,140
7.586	2,360	1,180
7.852	2,440	1,220
8.118	2,520	1,260

大型車		
kmまで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
2	700	350
2.228	780	390
2.456	860	430
2.684	940	470
2.912	1,020	510
3.14	1,100	550
3.368	1,180	590
3.596	1,260	630
3.824	1,340	670
4.052	1,420	710
4.28	1,500	750
4.508	1,580	790
4.736	1,660	830
4.964	1,740	870
5.192	1,820	910
5.42	1,900	950
5.648	1,980	990
5.876	2,060	1,030
6.104	2,140	1,070
6.332	2,220	1,110
6.56	2,300	1,150
6.788	2,380	1,190
7.016	2,460	1,230
7.244	2,540	1,270
7.472	2,620	1,310
7.7	2,700	1,350
7.928	2,780	1,390
8.156	2,860	1,430

【時間制運賃】

小型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,150	1,075
40	4,300	2,150
50	4,300	2,150
60	4,300	2,150
70	6,450	3,225
80	6,450	3,225
90	6,450	3,225
100	8,600	4,300
110	8,600	4,300
120	8,600	4,300
130	10,750	5,375
140	10,750	5,375
150	10,750	5,375
160	12,900	6,450
170	12,900	6,450
180	12,900	6,450

中型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,520	1,260
40	5,040	2,520
50	5,040	2,520
60	5,040	2,520
70	7,560	3,780
80	7,560	3,780
90	7,560	3,780
100	10,080	5,040
110	10,080	5,040
120	10,080	5,040
130	12,600	6,300
140	12,600	6,300
150	12,600	6,300
160	15,120	7,560
170	15,120	7,560
180	15,120	7,560

大型車		
分まで	タクシーの上 限運賃	タクシー運賃 の2分の1
30	2,830	1,415
40	5,660	2,830
50	5,660	2,830
60	5,660	2,830
70	8,490	4,245
80	8,490	4,245
90	8,490	4,245
100	11,320	5,660
110	11,320	5,660
120	11,320	5,660
130	14,150	7,075
140	14,150	7,075
150	14,150	7,075
160	16,980	8,490
170	16,980	8,490
180	16,980	8,490

- この早見表は、申請事業者が料金設定を行う際の「参考」のために作成したものです。
- あくまでも目安ですので、実際の料金設定の際には、この表をそのまま料金表として適応するのではなく、採算性や料金算定の方法、利用者へのわかりやすさ等について、事業者で十分に検討してください。
- 距離制運賃の場合、自家用自動車ではタクシーメーターがつかまないので、キロ未滿の算定が不明瞭になります。

大阪府内タクシー運賃の概要

更新日 平成28年4月8日

車種	距離制運賃			時間制運賃
	初乗り運賃	加算運賃	時間距離併用制運賃	30分までごとに
特定大型	710円	212m80円	1分20秒80円	3,060円
大型	680円	235m80円	1分25秒80円	2,750円
中型	660円	273m80円	1分40秒80円	2,450円
小型	640円	305m80円	1分50秒80円	2,090円

※時間距離併用制運賃：時速10Km以下で走行した場合に、要した時間を加算距離に換算して距離制メーターに併算する。

<タクシーの車種区分>

車種区分	
特定大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。ただし、運行時に寝台又は車椅子を固定することが出来る装置を有する自動車を除く。
大型	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの、又は、運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車（寝台専用車を除く）であって乗車定員7名以上のもの。
中型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上で乗車定員6名以下のもの、同条に定める普通自動車のうち自動車の排気量が2.0リットル以下（排気量が2.0リットルを超える同一車種、同一諸元のディーゼル車を含む。）で乗車定員6名以下のもの、又は、運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有する自動車（寝台専用車を除く）であって乗車定員6名以下のもの。
小型	道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5名以下のもの、かつ運行時に寝台又は車椅子を固定することの出来る装置を有しない自動車、又は、同条に定める軽自動車（ケア輸送サービスに限る）。

(注) 特殊なバンパーを装置されている自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。